

第4回 食の安全・安心の確保に関する条例検討会事項書

平成20年1月16日

- 1 条例骨子案（正副座長案）について
- 2 次回日程について
- 3 その他

三重県食の安全・安心の確保に関する条例（仮称）骨子案について

一 基本的な考え方

三重県における食品の安全性及び食品に対する信頼感（以下「食の安全・安心」という。）が確保されるためには、次のことが必要である。

- （１）食の安全・安心の確保に関する基本理念を定めること
- （２）県及び食品関連事業者の責務並びに県民の役割を明確にすること
- （３）県は、食の安全・安心の確保に関する基本的な方針を定め、これに基づき、施策を総合的に推進すること
- （４）食の安全・安心の確保のため必要な場合には、県は、食品関連事業者に対して、一定の措置を講ずることができること

二 骨子案の概略

上記一の考え方に基づき、骨子案は、次の６章からなるものとする。

第１章 総則　：食の安全・安心の確保に関する基本理念、県及び食品関連事業者の責務並びに県民の役割などを規定する。

第２章 基本方針　：食の安全・安心の確保に関する基本方針を定めることを規定する。

第３章 基本的施策　：食の安全・安心の確保に関して基本方針に基づき県が実施する基本的な施策を列挙し規定する。

第４章 安全・安心の確保に関する措置
：食品の安全・安心の確保のために講ずる措置の内容を規定する。

第５章 附属機関
：基本方針の審議等のため会議を設置することなどを規定する。

第６章 雑則　：条例の施行に関して必要なことを規定する。

章	節	項目	骨子案
I 総則		1 目的	この条例は、食品の安全性及び信頼性(以下「食の安全・安心」という。)の確保に関し、基本理念を定め、並びに県及び食品関連事業者の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定めることにより、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進し、もって県民の健康の保護に寄与することを目的とする。
		2 定義	この条例における用語の意義は、次のとおりとする。 (1)食品 すべての飲食物(薬事法(昭和35年法律第145号)に規定する医薬品及び医薬部外品を除く。)をいう。 (2)食品等 食品並びに添加物(食品衛生法(昭和22年法律第233号)第4条第2項に規定する添加物をいう。)、器具(同条第4項に規定する器具をいう。)、容器包装(同条第5項に規定する容器包装をいう。)及び食品の原料又は材料として使用される農林水産物をいう。 (3)食品関連事業者 食品等又は肥料、農薬、飼料、飼料添加物、動物用の医薬品その他食品の安全性に影響を及ぼすおそれがある農林漁業の生産資材の生産、輸入又は販売その他の事業活動を行う事業者をいう。
		3 基本理念	(1)食の安全・安心の確保は、県民の健康の保護が最も重要であるという認識の下に行われなければならない。 (2)食の安全・安心の確保は、国、県、市町、食品関連事業者、県民等すべての関係者の相互理解、連携及び協働の下に行われなければならない。 (3)食の安全・安心の確保は、食品等の生産から消費に至る一連の行程の各段階において、県民の健康への悪影響を未然に防止する観点から、科学的知見に基づき必要な措置が講じられることにより、行われなければならない。
		4 県の責務	県は、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
		5 食品関連事業者の責務	(1)食品関連事業者は、自らが食品の安全性の確保について第一義的責任を有していることを認識して、関係法令を遵守して事業活動を行う責務を有する。 (2)食品関連事業者は、事業活動を行うに当たっては、食品の安全性を確保するために必要な措置を食品等の生産から販売に至る一連の行程の各段階において適切に講ずる責務を有する。 (3)食品関連事業者は、事業活動を行うに当たっては、その事業活動に係る食品等に関する正確かつ適切な情報の提供に努めなければならない。 (4)食品関連事業者は、事業活動に関し、県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策に積極的に協力する責務を有する。
		6 県民の役割	(1)県民は、食の安全・安心の確保に関する知識と理解を深めるとともに、県が実施する施策について意見を表明するよう努めることにより、食の安全・安心の確保に積極的な役割を果たすものとする。 (2)県民は、県が実施する食の安全・安心の確保に関する施策について協力するよう努めるものとする。
		7 国等との連携等	(1)県は、食の安全・安心の確保に関する施策の推進に当たっては、国又は他の地方公共団体との密接な連携を図るものとする。 (2)県は、食の安全・安心の確保を図るため必要があると認めるときは、国に対し意見を述べ、必要な措置を講ずるよう求めるものとする。
		8 年次報告	知事は、毎年、議会に、食の安全・安心の確保に関して講じた施策に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。
		9 財政上の措置	県は、食の安全・安心の確保に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。
II 基本方針		1 基本方針	(1)知事は、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進するため、食の安全・安心の確保に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。 (2)基本方針は、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。 (3)知事は、基本方針を定めるに当たっては、三重県食の安全・安心確保のための検討会議(仮称)の意見を聴かなければならない。
III 基本的施策	一 安全・安心の推進	1 体制の整備	(1)県は、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進するために必要な体制の整備を図るものとする。 (2)県は、食品を摂取することにより人の健康に係る重大な被害が生ずることを防止するため、当該被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急の事態への対処及び当該事態の発生防止に関する体制の整備その他の必要な措置を講じなければならない。
		2 事業者の取組への支援	県は、食品関連事業者が自主的に行う食の安全・安心を確保するための取組を促進するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。
		3 監視指導体制の強化	県は、食の安全・安心を確保するため、食品等の生産から販売に至る一連の行程の各段階において、一貫した監視、指導、検査その他の必要な措置を講ずるものとする。
		4 調査研究の推進	県は、食の安全・安心の確保に関する施策を効果的に推進するため、必要な調査及び研究を行うとともに、その成果の普及啓発を行うものとする。
		5 人材の育成	県は、食の安全・安心の確保に関する専門的な知識を有する人材を育成するために必要な施策を講ずるものとする。
		6 食育の推進	県は、県民が食品関連事業者の活動、自らの食生活等に関心を持ち、食の安全・安心に対する理解を深めることができるように、学校、家庭、職域その他の様々な場を通じた教育の機会の提供等により、食育の取組を推進するものとする。
		7 適正表示の推進	県は、食品等の表示が適正に実施されるよう監視及び指導を行うとともに、食品等の表示に係る制度の普及及び啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。
		8 自主基準の設定及び公開	(1)食品関連事業者は、県民が安全で安心な食品を選択することができるように、自らが提供する食品等に係る食の安全・安心に関する基準の設定及び公開並びにその遵守に努めるものとする。 (2)県は、(1)の規定により食品関連事業者が行う基準の設定及び公開を促進するために必要な措置を講ずるものとする。
		9 認証制度	県は、一定の基準以上の品質を具備する、又は一定の要件・基準に基づいて生産された県産食品の認証制度を積極的に推進し、食の安全・安心の確保及び地産地消の拡大を図るものとする。

章	節	項目	骨子案
Ⅲ 基本的施策	二 相互理解、連携協働の促進等	1 相互理解の推進等	県は、県民と食品関連事業者が食品に関する情報を共有し、相互に理解を深め、信頼関係を構築できるようにするため、食品の安全性等に関する情報の収集、分析及び提供に努めるとともに、県民、食品関連事業者、県等の交流を促進する等必要な措置を講ずるものとする。
		2 関係団体との協働	県は、食の安全・安心を確保するため、県民及び食品関連事業者並びにこれらの者により構成される団体と協働して、施策を推進するものとする。
		3 施策の提案	(1) 県民及び食品関連事業者は、食の安全・安心の確保に関する施策の策定、改善又は廃止について、知事に提案することができる。 (2) 知事は、(1)の規定による提案が行われたときは、必要な検討を行い、当該提案をした者にその結果を通知するものとする。 (3) (1)及び(2)に定めるもののほか、(1)の規定による提案に関し必要な事項は、規則で定める。
		4 危害情報の申出	(1) 県民は、健康に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある食品等についての情報を入手した場合は、必要な措置が講ぜられるよう、県に対して申出をすることができる。 (2) 県は、(1)の申出の内容に相当な理由があると認めるときは、速やかに、関係法令に基づく必要な措置を講ずるものとする。
Ⅳ 安全・安心の確保に関する措置		1 出荷・販売の禁止	(1) 食品関連事業者(農林水産物を生産し、又は採取する者に限る。)は、食品衛生法第11条第2項又は第3項の規定により販売等が禁止された農林水産物を出荷してはならない。 (2) 食品関連事業者(農林水産物を生産し、又は採取する者に限る。)は、食品衛生法第11条第2項又は第3項の規定により販売等が禁止された農林水産物に該当する疑いがあるものは、その安全性が確認された後でなければ、これを出荷し、又は販売してはならない。
		2 自主回収の報告	(1) 食品関連事業者(県内に事業所、事務所その他の事業に係る施設又は場所を有する者であって、別に規則で定めるもの)は、その生産し、採取し、製造し、輸入し、加工し、又は販売した食品等の自主的な回収に着手した場合であって、当該食品等が次の①又は②に該当するときは、直ちに、その旨を規則で定めるところにより知事に報告しなければならない。 ①食品衛生法の規定に違反し、又は違反する疑いがある場合 ②①に掲げる場合のほか、健康への悪影響を未然に防止する観点から規則で定めるものである場合 (2) 食品関連事業者(県内に事業所、事務所その他の事業に係る施設又は場所を有する者であって、別に規則で定めるもの)のうち、自ら生産し、採取し、製造し、輸入し、又は加工した食品等を、当該食品等を生産し、採取し、製造し、輸入し、又は加工した施設又は場所において、他の者を経ることなく直接県民に販売することを主として営む者については、(1)の規定は、適用しない。 (3) 食品関連事業者(県内に事業所、事務所その他の事業に係る施設又は場所を有する者であって別に規則で定めるもの)が自主的な回収に着手した食品等が、次のいずれかに該当する場合については、(1)の規定は、適用しない。 ①県の区域内に流通していないことが明らかな場合 ②県民に販売されていないことが明らかな場合
		3 回収に係る指導・公表等	(1) 知事は、Ⅳ-2-(1)の規定による報告に係る回収の措置が、人の健康に係る被害の発生又はその拡大を防止する上で適切でないとき認めるときは、当該報告を行った食品関連事業者に対し、回収の措置の変更に係る指導その他の必要な指導を行うことができる。 (2) Ⅳ-2-(1)の規定による報告を行った食品関連事業者は、当該報告に係る回収を終了したときは、速やかにその旨を知事に報告しなければならない。 (3) 知事は、Ⅳ-2-(1)又は3-(2)の規定による報告を受けたときは、速やかに当該報告の内容を公表するものとする。
		4 立入調査	(1) 知事は、食品関連事業者がⅣ-1の規定に違反して農林水産物を出荷し、若しくは販売したとき、又はそのおそれがあると認めるときは、当該食品関連事業者その他の関係者から報告を求め、又はその職員に、それらのものの事業所、事務所その他の事業に係る施設若しくは場所に立ち入り、食品等、帳簿書類その他の物件を調査させ、又は試験若しくは検査を行うために必要な限度において、これらの物件の提出を求めさせることができる。 (2) 知事は、食品関連事業者が(1)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同規定による物件の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その旨を公表することができる。
		5 措置勧告	(1) 知事は、食品関連事業者が次のいずれかに該当するときは、当該食品関連事業者に対し、必要な措置を勧告することができる ①Ⅳ-1の規定に違反して農林水産物を出荷し、又は販売したとき ②Ⅳ-4の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同規定による物件の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき (2) 知事は、(1)の規定による勧告をしようとするときは、当該勧告に係る食品関連事業者に対し、あらかじめその旨を通知し、釈明及び証拠の提出の機会を与えるものとする。ただし、公益上緊急を要するときは、この限りでない。 (3) 知事は、(1)の規定による勧告をした場合は、その旨及び当該勧告の内容等を公表することができる。
Ⅴ 附属機関		1 設置等	(1) 知事の附属機関として、三重県食の安全・安心確保のための検討会議(仮称)(以下「検討会議」という。)を置く。 (2) 検討会議は、次に掲げる事項を調査審議する。 ①基本方針に関すること。 ②食の安全・安心の確保に関する関係者の相互理解、連携及び協働に関すること。 ③①及び②に掲げるもののほか、食の安全・安心の確保に関する基本的事項 (3) 検討会議は、(2)に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。
		2 組織等	(1) 検討会議は、10人以内で組織する。 (2) 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。 ①消費者 ②食品関連事業者 ③学識経験者
Ⅵ 雑則		1 委任	この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

農林水産物の出荷・販売の禁止について

一 他府県の例

農林水産物について、一定の要件の下、これを生産又は採取した者に対して、その出荷・販売を禁止することを条例において規定している例がある。

1 他府県の条例における出荷・販売の禁止に係る一定の要件

次の二つに区分される。

- (1) 農薬取締法・薬事法による無登録農薬・使用禁止医薬品を使用した場合又は農薬・動物用医薬品を基準に違反して使用した場合
- (2) 食品衛生法で定める基準・規格に合わない場合又は農薬・動物用医薬品の成分物質などが規定量を超えて残留する場合

2 法による規制と条例による規制

- (1) 農薬取締法・薬事法では、無登録農薬・使用禁止医薬品を使用した者又は農薬・動物用医薬品を基準に違反して使用した者に対する罰則を規定しているが、使用されて生産された農林水産物に関する規定はない。

このような、法が規制しない農林水産物について、出荷・販売の禁止を条例において規定している例がある。(新潟、京都など6府県)

- (2) 食品衛生法では、基準・規格に合わない場合又は農薬・動物用医薬品の成分物質などが規定量を超えて残留する場合には、製造・加工・調理・販売などを禁止するとともに罰則を規定しているが、出荷に関する規定はない。

法が規制しない出荷について、その禁止を条例において規定している例がある。(徳島、熊本)

二 骨子案における考え方

- 1 無登録農薬等の使用及び農薬・動物用医薬品の使用基準違反について
無登録農薬等の使用又は使用基準違反をもって、直ちに出荷・販売を禁止することが食の安全安心の確保に寄与するものであるか否かの判断が必要である。

食品安全基本法は、食品の安全性の確保に必要な措置は科学的知見に基づいて講じられることとしており(第5条)食品衛生法においては、農薬等の残留量を安全性の判断基準のひとつとしている(第11条第3項)。

関係法律がこうした論理構成にある中、条例において、無登録農薬等の使用をもって、直ちに、使用された農林水産物の出荷・販売を禁ずることは、科学的根拠を示すことが困難であると考えられること、また、必ずしも無登録等の文言は有害と同義語ではないことも考慮すべきであると考える。

2 食品衛生法が規制しない農林水産物の出荷について

農薬等の成分物質について基準を超える残留がある場合の食品衛生法の規定では、販売又は販売するための加工、使用、調理、保存等については禁止されているが、出荷については禁止されていない(第11条第3項)。

また、同法に基づく検査結果が確定するまでには一定期間が必要とされており、速やかな対応が困難となっている。

さらに、安全性が確認されていない農林水産物の流通を停止させるということは、県産農林水産物への信頼性の醸成に寄与するものと考えられ、ひいては、県産農林水産物の供給拡大、地産地消の促進につながる効果が期待できるのではないかと考える。

3 骨子案における農林水産物の出荷・販売の禁止に関する規定

上記1及び2から、次のとおり規定することとする。

- (1) 食品衛生法の規定により販売等が禁止された農林水産物の出荷を禁止する。
- (2) 同法の規定により販売等が禁止された農林水産物に該当する疑いのあるものについて、その安全性が確認されるまでの間、出荷又は販売を禁止する。

4 関連規定

上記3の規定に関連して、次のことを規定する。

- (1) 知事は、立入調査等を行うことができる。
- (2) 知事は、事業者が立入調査を拒否等した場合には、その旨を公表することができる。
- (3) 知事は、事業者に対して、必要な措置を勧告することができる。

出荷・販売の禁止について

	新潟県	京都府	徳島県	高知県	熊本県	大分県
条	23条	17条	12条3項	18条	17条	12条3項
対象者	生産者(食品関連事業者のうち、農林水産物を生産し、又は採取する者及びこれらの者で構成される団体)	食品関連事業者(農林水産物を生産し、又は採取する者に限る) 府内に事務所、事業所その他の事業に係る施設又は場所を有するもの	生産者(食品関連事業者のうち、農林水産物を生産し、又は採取する者及びこれらの者で構成される団体)	生産者・事業者(生産、輸入、販売その他の事業活動を行う事業者)	生産者(農林水産物を生産し、又は採取する者及びこれらの者で構成する団体)	生産者・事業者(食品関連事業者) 県内に事業所、事務所その他の事業に係る施設又は場所を有するもの
出荷・販売の禁止	生産、採取した農林水産物が要件に該当する場合は出荷、販売してはならない	生産し、採取した農林水産物が要件に該当する場合は出荷、販売してはならない	生産し、採取した農林水産物が要件に該当する場合は出荷、販売してはならない	生産し、採取した農林水産物が要件に該当する場合は出荷、販売してはならない	生産し、採取した農林水産物が要件に該当する場合は出荷、販売してはならない	製造、販売等を行う食品が要件に該当する場合は出荷、販売してはならない
要件	<p>農薬取締法11条の規定により使用を禁止された農薬を使用し、生産された場合</p> <p>農薬取締法12条1項の基準に違反して農薬を使用し、生産された場合</p> <p>薬事法83条の3の規定により使用を禁止された医薬品を使用し、生産された場合</p> <p>薬事法83条の4第1項の基準に違反して動物用医薬品を使用し、生産された場合</p>	<p>農薬取締法11条の規定により使用が禁止された農薬が使用された農林水産物</p> <p>農薬取締法12条1項に規定する基準に違反して農薬が使用された農林水産物</p> <p>薬事法83条の3の規定により使用が禁止された医薬品が使用された農林水産物</p> <p>薬事法83条の4第1項に規定する基準に違反して動物用医薬品が使用された農林水産物</p> <p>食品関連事業者以外の者が使用した農薬・医薬品等が付着・混入したことによる場合も含む</p>	<p>食品衛生法11条1項に規定する基準若しくは規格に合わない場合又は農薬、飼料添加物及び動物用の医薬品の成分である物質が、同条第3項に規定する量を超えて残留する場合(ただし書きの場合を除く)</p> <p>農薬取締法11条の規定により使用を禁止された農薬を使用して生産された場合</p> <p>薬事法83条の3の規定により使用を禁止された医薬品を使用して生産された場合</p> <p>農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令2条1項1号の規定に違反して農薬を使用し、生産された場合</p>	<p>農薬取締法11条の規定により使用を禁止された農薬が使用された農林水産物である場合</p> <p>薬事法83条の3の規定により使用を禁止された医薬品が使用された農林水産物である場合</p>	<p>食品衛生法11条1項に規定する基準若しくは規格に合わない場合又は農薬、飼料添加物及び動物用医薬品の成分である物質が、同条第3項に規定する量を超えて残留する場合(ただし書きの場合を除く)</p> <p>農薬取締法11条の規定により使用を禁止された農薬を使用して生産された場合</p> <p>薬事法83条の3の規定により使用を禁止された医薬品を使用して生産された場合</p>	<p>農薬取締法11条の規定に違反して農薬が使用された農林産物であるとき</p> <p>薬事法83条の3の規定に違反して医薬品が使用された畜水産物であるとき</p>
関連項目	立入検査(24条) 勧告・公表(25条)	安全性調査(19条) 立入検査(20条) 勧告・公表(21条) 罰則(27, 28, 29条)	自主回収報告(13, 14条) 立入検査(15条) 勧告・公表(16条)	危害情報の申出(19条) 立入調査(20条) 勧告・公表(21条) 条文解釈による	立入検査(18条) 勧告・公表(19条)	自主回収報告(13条、14条) 立入検査(25条) 勧告・公表(26条)

自主回収報告制度の概要

一 趣旨

自主回収の知事への報告を義務付けることにより、食の安全・安心を確保しようとするものである。

二 概要

1 自主回収報告の義務付け

食品衛生法違反又は違反の疑いがある食品等、健康への悪影響を未然に防止する観点から規則で定める食品等、を自主回収する場合に、事業者がその内容を知事に報告することを義務付けるものである。

2 県民への公表

知事は報告された情報を県民に公表するものとする。

3 その他

なお、本制度は、一定の条件に該当する自主回収の報告を義務付けるものであり、回収そのものを義務付けるものではない。

三 対象となる事業者

自主回収報告制度の対象となる事業者は、条例骨子案においては、「県内に事業所、事務所その他の事業に係る施設又は場所を有する者であって、別に規則で定めるもの」と規定している。

基本的には、生産者や製造、加工者等を報告義務の対象と考えており、具体的には、県内に事業所等を有する事業者で、農林水産物の生産者、食品の製造、輸入、加工者、が自主回収報告制度の対象者となる。

また、販売者であっても、独自のプライベートブランド商品を販売している場合などは、販売する食品の安全性に一定の責任を有すると考えられることから、自主回収報告制度の対象となる事業者とする。

四 報告対象となる食品等

自主回収報告制度の対象となるものは、「食品等」としているが、具体的には、食品、食品添加物（保存料、発色剤など）、器具（食器、食品製造に使用する機械など）、食品の容器包装（びん、樹脂パックなど）となる。

五 報告が義務付けられる回収事由

自主回収報告制度において、報告を義務付ける自主回収の事由は、次のとおりである。

1 食品衛生法違反

食品衛生法の規定に違反し、又は違反する疑いがある食品等の自主回収を行ったときには、知事への報告が必要となる。

2 健康への悪影響

健康への悪影響を未然に防止する観点から、上記1の食品衛生法違反以外のものについても自主回収の報告を義務付ける必要があり、それらについては規則で定めるものとしている。

六 知事の対応

1 公表

知事は、自主回収の報告を受けた場合、又は自主回収終了の報告を受けた場合は、その情報を県民（消費者）へ公表することとしている。

公表することにより、製品の回収の促進、県民と事業者との信頼感の高まり、などのメリットがあると考えられる。

2 指導

知事は、自主回収の内容が、健康への悪影響の発生・防止の観点から適切でないと認めるときは、回収範囲の拡大（回収対象製品の拡大など）など、回収方法について改善を指導することができるものとしている。

自主回収の知事への報告について

	東京都	大阪府	岡山県	徳島県	大分県	沖縄県
条	23、24条	20、21条	18条	13、14条	13、14条	17条
回収報告者	特定事業者 都の区域内に事業所、事務所その他の事業施設・場所を有するもの	特定事業者 府の区域内に事業所又は事務所を有するもの	食品関連事業者	食品関連事業者	生産者・事業者（食品関連事業者） 県内に事業所、事務所等を有するもの	食品関連事業者
要件1	生産、製造、輸入、加工、販売した食品等の自主的な回収に着手した場合	生産、輸入、販売した食品等の自主的な回収に着手した場合	生産、製造、輸入、加工、販売した食品等の自主的な回収に着手した場合	生産、採取、製造、輸入、加工、販売した食品の自主的な回収に着手した場合	製造、販売等を行った食品等の自主的な回収に着手した場合	販売（授与を含む。）をした食品等の自主的な回収、廃棄
要件2	食品衛生法の規定に違反する食品等（同法19条2項の表示基準に違反する一部のものを除く） 健康への悪影響を未然に防止する観点から規則で定めるもの	食品衛生法の規定に違反し、又は違反する疑いのある食品等（同法19条2項の表示基準に違反する一部のものを除く）	健康への悪影響の発生を防止する観点から規則で定める場合	食品衛生法11条1項に規定する基準又は規格に合わない場合 農薬、飼料添加物、動物用医薬品の成分物質が11条3項に規定する量を超えて残留する場合（3項ただし書を除く） 出荷禁止の農林水産物である場合 健康への悪影響を未然に防止する観点から規則で定める場合	食品衛生法11条に規定する基準又は規格に合わない場合 出荷禁止の農林水産物である場合 健康への悪影響を未然に防止する観点から規則で定めるもの	県民の食品の安全安心の確保に支障が生ずるおそれがあると認められる場合として規則で定めるもの
流通地域・態様により報告しなくても良い場合	都の区域内に流通していないことが明らかな場合 都民に販売されていないことが明らかな場合 他者を経ることなく直接販売している場合 法令に基づく命令、書面による回収の指導を受けて回収する場合	府の区域内に流通していないことが明らかな場合 府民に販売されていないことが明らかな場合 他者を経ることなく直接販売している場合		県の区域内に流通していないことが明らかな場合 消費者に販売されていないことが明らかな場合 他者を経ることなく直接販売している場合 法令に基づく命令、書面による回収の指導を受けて回収する場合	法令に基づく命令、書面による回収の指導を受けて回収する場合	
知事の指導	回収措置が健康への悪影響の発生・拡大の防止の観点から適切でないと認めるときは、回収の変更に係る指導 回収が行われた食品等が都内に存在する場合は、知事は指導を行うことができる	回収措置が健康に係る被害発生・拡大の防止の上で適切でないと認めるときは、回収の変更に係る指導 回収が行われた食品等が府内に存在する場合は、知事は指導を行うことができる	回収措置が健康への悪影響の発生を防止する観点から適切でないと認めるときは、回収の実効性を確保するための指導	回収措置が健康への悪影響の発生・拡大の防止の観点から適切でないと認めるときは、回収の変更に係る指導	回収措置が健康への悪影響の発生・拡大の防止の観点から適切でないと認めるときは、回収の変更に係る指導	食品の安全安心の確保のために必要と認める助言、指導その他支援
知事による公表・情報提供	回収着手・終了の報告を受けた場合は公表する	回収着手・終了の報告を受けた場合は公表する 流通地域の地方公共団体への情報提供		回収着手・終了の報告を受けた場合は、情報を県民に提供する	回収着手・終了の報告を受けた場合は、情報を県民に提供する	報告があった場合、助言・指導を行った場合で必要あるときは、県民に公表する

立入調査について

	JAS法	食品衛生法	1 東京都	2 新潟県	3 京都府	4 兵庫県	5 徳島県	6 高知県	7 熊本県	8 大分県	9 沖縄県
1 根拠規定	20条2項	28条	21条	24条	20条	11条	15条	20条	18条	25条	18条
2 要件	法律の施行に必要な限度	必要があると認めるとき	食品による健康への悪影響蓋然性・重大性の観点から必要と認めるとき	第3章（使用禁止農薬等を使用した農林水産物の出荷等の禁止）の規定の施行に必要な限度	条例の施行に必要な限度	8条（食品等の安全基準） 9条（基準の遵守義務） 10条（措置命令）の施行に必要な限度	条例の施行に必要な限度	条例の施行に必要な限度	前条各号（供給の禁止）に違反又はそのおそれがあるとき	条例の施行に必要な限度（25条）	県民からの調査実施要求があった場合
3 条文中に明示はされていないが要件の主な具体例として考えられるもの（条文の解釈による）					出荷等の禁止（17条） 遺伝子組換え食用作物に係る措置（18条） 安全性調査（19条）		出荷等の禁止（12条3項）	供給の禁止（18条）		出荷等の禁止（12条3項） ふぐの販売制限等（15条2項、20条1項） 適正な食品表示（21条2項）	
4 調査等の内容	報告事業所等への立入物件の検査	報告事業所等への立入物件の検査物件の提出	報告事業所等への立入物件の検査物件の提出	報告事業所等への立入物件の検査物件の提出 関係者への質問	報告事業所等への立入物件の検査物件の提出 関係者への質問	報告事業所等への立入物件の検査物件の提出 関係者への質問	報告事業所等への立入物件の検査物件の提出	報告事業所等への立入物件の検査物件の提出	報告事業所等への立入物件の検査物件の提出 関係者等への質問	報告事業所等への立入物件の検査物件の提出	任意物件の提出 物件の提出 以外は具体的な規定なし
5 審議会等への諮問	なし	なし	原則として委員会の意見を聴く	なし	立入の前段階の安全性調査の段階で聴く	なし	なし	なし	なし	なし	なし
6 調査履行のための担保	罰則（27条4号） 報告拒否、虚偽報告、検査拒否・妨害・忌避 50万円以下の罰金 両罰規定（29条1項2号）	罰則（75条1号、2号） 報告拒否、虚偽報告、検査・物件提出の拒否・妨害・忌避 50万円以下の罰金 両罰規定（78条2号）	罰則（30条） 報告拒否、虚偽報告、調査・物件提出の拒否・妨害・忌避 20万円以下の罰金 両罰規定（31条）	勧告・公表（25条）	罰則（28条） 報告拒否、虚偽報告、検査拒否・妨害・忌避 30万円以下の罰金 両罰規定（29条）	罰則（27条） 報告拒否、虚偽報告、検査・物件提出の拒否・妨害・忌避、陳述拒否、虚偽陳述 50万円以下の罰金 両罰規定（28条）	なし	なし	勧告・公表（19条）	なし	なし

各都道府県の食の安全・安心に関する条例、三重県食の安全・安心確保基本方針及び条例骨子案の規定項目

都道府県名	条例名	公布日	議員提案	前文の有無	1 目的	2 定義	3 基本理念																
					目的	定義	安全な食品選択の機会確保	健康保護の最重要性	事業者の一義的責任	各主体の責務	生産から消費までの安全	科学的知見に基づく安全確保	県民との協働	関係者の連携協力	相互の信頼	情報の公開・共有	意見・情報交換	県民意見への配慮	環境への配慮	適正な食品表示	国と自治体との連携	総合行政	
1	北海道	北海道食の安全・安心条例	17.3.31																				
2	宮城県	みやぎ食の安全安心推進条例	16.3.23		×																		
3	秋田県	秋田県食品の安全・安心に関する条例	16.3.26																				
4	栃木県	とちぎ食の安全・安心・信頼性の確保に関する条例	18.6.23																				
5	群馬県	群馬県食品安全基本条例	16.3.24		×																		
6	埼玉県	埼玉県食の安全・安心条例	16.8.3																				
7	千葉県	千葉県食品等の安全・安心の確保に関する条例	18.3.30																				
8	東京都	東京都食品安全条例	16.3.31		×																		
9	新潟県	にいがた食の安全・安心条例	17.10.24		×																		
10	岐阜県	岐阜県食品安全基本条例	15.12.18																				
11	京都府	京都府食の安心・安全推進条例	17.12.27																				
12	大阪府	大阪府食の安全安心推進条例	19.3.16																				
13	兵庫県	食の安全安心と食育に関する条例	18.3.24																				
14	岡山県	岡山県食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する条例	18.12.26		×																		
15	徳島県	徳島県食の安全安心推進条例	17.12.22		×																		
16	高知県	高知県食の安全・安心推進条例	17.10.21																				
17	熊本県	熊本県食の安全安心推進条例	17.3.24		×																		
18	大分県	大分県食の安全・安心推進条例	17.3.31		×																		
19	沖縄県	沖縄県食品の安全安心の確保に関する条例	19.7.20		×																		
20	三重県	三重県食の安全・安心確保基本方針	15.1.28 (策定日)			趣旨		- 3		- 2	趣旨、 取り組みの 基本姿勢	- 1	- 1	- 4	- 4	- 4 - (3)、 - 1	- 3	- 3、 - 1	- 1	- 1	- 1		
21	三重県	三重県食の安全・安心の確保に関する条例 (仮称)(骨子案)				- 1	- 2			- 3 - (1)		- 3 - (3)	- 3 - (3)	- 3 - (2)	- 3 - (2)	- 3 - (2)	- 3 - (2)	- 3 - (2)	- 3 - (2)				

					4 責務・役割					5 行政の連携			6 施策の報告・公表		7 財政措置	8 法令解釈		9 基本計画		10 体制整備			
都道府県名	食育	食と農の理解への活動	活力ある社会の実現	安全な食品の生産	県の責務	生産者等の責務	県民の役割・責務	教育・農漁者等の責務	市町の役割	国・自治体の連携等	市町村への協力	他の自治体への要請	議会への報告	施策の公表	財政措置	法令解釈	基本計画	基本方針	体制整備	関係機関調整	監視・指導体制整備	危機管理体制の整備	
1	北海道																						
2	宮城県																						
3	秋田県																						
4	栃木県																						
5	群馬県																						
6	埼玉県																						
7	千葉県																						
8	東京都																						
9	新潟県																						
10	岐阜県																						
11	京都府																						
12	大阪府																						
13	兵庫県																						
14	岡山県																						
15	徳島県																						
16	高知県																						
17	熊本県																						
18	大分県																						
19	沖縄県																						
20	三重県	- 3			- 1、2					- 2	- 2		事務事業 評価表、 重点P					- 3 (行動計 画)				- 1	BSE、鳥インフル エンザ等個別に危 機管理マニユアルを 作成 訓練 実施
21	三重県					- 4	- 5	- 6		- 7			- 8		- 9				- - - 1			- - - 1	

都道府県名	11 事業者の取組							12 安全推進施策									13 研究開発	14 啓発		15 人材育成	16 環境	17 適正表示		
	事業者の取組	自主的な衛生管理	事業者による安全性の確保	事業者による情報の記録	事業者の情報公開	生産者の遵守義務等	顕彰の実施	自主的な衛生管理の支援	事業者による情報記録の支援	事業者の情報公開の支援	安全性向上への支援	安全安心確保の施策実施	生産資材の適正使用	遺伝子組替え作物対策	衛生管理の普及啓発	食品の検査・監視	情報の収集	研究開発の推進	教育・学習の推進	安全安心月間	人材の育成	環境への配慮	適正な表示	自主基準の設定
1	北海道																							
2	宮城県																							
3	秋田県																							
4	栃木県																							
5	群馬県																							
6	埼玉県																							
7	千葉県																							
8	東京都																							
9	新潟県																							
10	岐阜県																							
11	京都府																							
12	大阪府																							
13	兵庫県																							
14	岡山県																							
15	徳島県																							
16	高知県																							
17	熊本県																							
18	大分県																							
19	沖縄県																							
20	三重県	- 1	- 1	- 1	- 1	- 1	- 1	- 1 - (2)、2 - (2)、(3)	- 1 - (2)、2 - (4)	- 2 - (4)	- 1 - (2)、(3)、(4)、2 - (2)、(3)	- 1 - (2)			- 2 - (1)、(2)	- 1 - (1)、(4)、(5)		- 1	- 3 - (2)、4 - (3)	食の安全・安心取組強化月間(11月)	- 4 - (1)	- 1 - (3)	- 1 - (4)	
21	三重県										- - - 2					- - - 3		- - - 4	三 - - - 4、三 - - - 6		- - - 5		- - - 7	- - - 8

基準		18 認証制度		19 リスクコミュニケーション										20 自主回収の報告		21 調査・勧告・公表			22 出荷禁止	23 罰則	24 審議会			
都道府県名	県の基準設定	認証制度	工程の認定	リスクコミュニケーション	情報の提供	情報・意見交換	関係団体との協働	信頼確保施策	県民参加	県民からの提案	県民意見の反映	県民申出	危害情報の公表	自主回収の報告	自主回収に係る指導	知事の調査	知事の立入	知事の措置勧告	出荷等の禁止	罰則	審議会	県民会議	安全評価委員会	
1	北海道																							
2	宮城県																							
3	秋田県																							
4	栃木県																							
5	群馬県																							
6	埼玉県																							
7	千葉県																							
8	東京都																							
9	新潟県																							
10	岐阜県																							
11	京都府																							
12	大阪府																							
13	兵庫県																							
14	岡山県																							
15	徳島県																							
16	高知県																							
17	熊本県																							
18	大分県																							
19	沖縄県																							
20	三重県		- 2 - (4)	- 2 - (3)	- 1 (1)、 (2)、3 - (1)、4 - (1)、 - 1	- 3 - (3)、4 - (2)、 - 1	- 4 - (2)、 - 1、2	- 4 - (2)、 (3)、 1	- 4 - (1)、 (3)、 - 1、2	- 3 - (3)、 - 1	- 1 (3)	- 1 (3)	- 1 - (5)											食の安全・安心確保のための検討会議
21	三重県		- 9 -		- 1 - 1	- 1 - 1	- 2 - 2	- 1 - 1		- 3 - 3		- 4 - 4		- 2	- 3		- 4	- 5	- 1					

